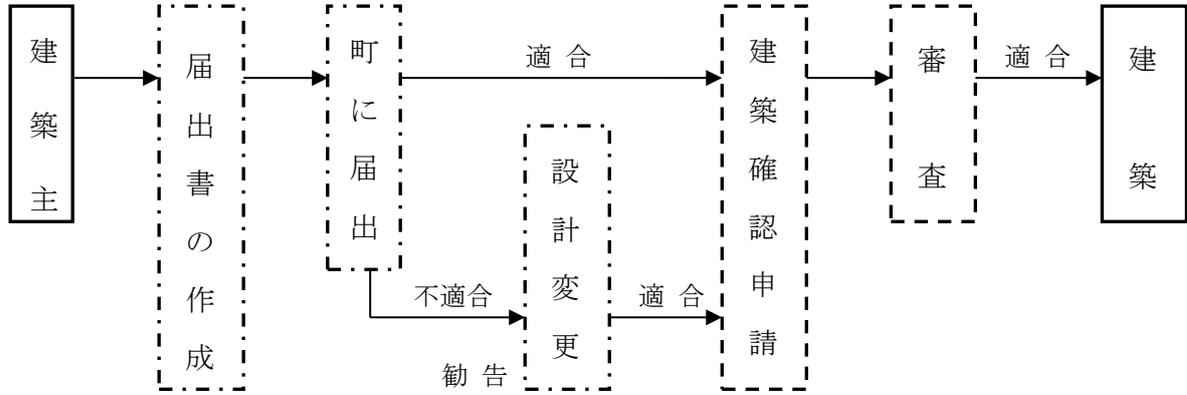


注 意 事 項

◎ 地区計画に定められた計画の実現を図るため、地区内で行われる建築物の建築や開発行為などは、地区計画の内容に適合していなければなりません。

○ 地区計画の届出に関するフローチャート（建築物の建築、工作物の建設の場合）



1. この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに届出を行ってください。
2. この届出書は、都市建設課へ提出してください。郵送により提出する場合は、副本返却用の封筒（レターパック等の信書が送付できるもの）に送付先を記入のうえ同封してください。なお、届出日は受理日となりますので、時間的余裕をもって届出を行ってください。
3. この届出書には、次の図書を添付してください。

※届出書は、2部（正本・副本）提出してください。

（1）建築物の建築、工作物の建設又は、これらの用途の変更の場合

| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
|----------|--|
| 附近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物等 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地の接する道路の位置及び幅員、敷地面積の求積、壁面の位置の後退距離及び制限距離(壁面の位置の制限がある場合)、垣又はさくの構造(垣又はさくの構造の制限がある場合)、当該敷地と周囲との高低差記入(よう壁等を含む) ※壁面の位置の後退距離については、境界線から建築物の壁またはこれに代わる柱の面までの有効寸法であること。 |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部の位置、面積表等 |
| 二面以上の立面図 | 縮尺、開口部の位置、壁面の位置の後退距離及び制限距離(壁面の位置の制限がある場合)、屋根・外壁の形状・材料・色彩(建築物の形態又は意匠の制限がある場合) ※壁面の位置の後退距離については、境界線から建築物の壁またはこれに代わる柱の面までの有効寸法であること。 ※「建築物の形態又は意匠の制限」があり色彩が未定の場合は、 <u>地区整備計画に記載されている制限の内容を立面図に記載してください。</u> <u>「(例) 建築物の屋根、外壁等は、良好な街並みを維持するため周囲の景観と調和したものとし、刺激的な色彩は用いないものとする。」</u> |

・各階平面図は建築物である場合に限る。

（2）その他、必要に応じて参考となるべき事項を記載した図書

・その他、町が必要に応じて求める図書

（3）土地の区画質質の変更の場合

（4）建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

（5）木竹の伐採の場合

都市計画法施行規則第43条の9
による添付図書を参考にして
ください。